

松 高 第 9 2 1 号

平成 24 年 11 月 15 日

事業所各位

松原市健康部高齢介護課長

### 入浴補助用具『浴槽内椅子』の取扱いについて（周知）

平素は、松原市介護保険行政に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

最近、『浴槽内椅子』の購入に係る事前申請におきまして、購入の理由を「浴槽のまたぎ」を目的とした内容で申請されており、本市より再検討（理由書の差し替え等）を指示されるケースが多く見られます。

『浴槽内椅子』は浴槽内で身体を安定させるための入浴補助用具で、浴槽内での立ち座り動作や座位保持が困難な場合に選定するものです。なお、「浴槽のまたぎ」を目的として入浴補助用具を選定する場合は、『浴槽用手すり』及び『入浴台』が挙げられます。

従いまして、介護保険福祉用具購入の申請を行うにあたり、『浴槽内椅子』を検討される際は十分に留意していただきますようお願い申し上げます。

今後とも宜しく御願申し上げます。

松原市健康部高齢介護課

認定係（担当：山中）

TEL. 072-334-1550（内線 2258）